

事務連絡
令和4年2月2日

各都道府県 障害保健福祉担当主管部（局）御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金に係る公営の事業所・施設の取扱い
について

平素より、障害福祉行政の推進につきまして、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金については、「令和4年度（令和3年度からの繰越分）福祉・介護職員処遇改善支援事業（福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金）（令和3年度補正予算分）に係る国庫補助協議について（依頼）」（令和4年1月26日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）において実施要綱等の案をお示ししたところです。

今般、本交付金に係る公営の事業所・施設の取扱いについてお示いたしますので、御了知いただくとともに、管内市区町村への御周知方お願いいたします。

問 公営の施設・事業所の賃金改善には、給与に係る条例等の改正が必要であり、令和4年2月分及び3月分の支給に間に合わない可能性もあるが、このような場合、交付対象外となるのか。

(答)

公営の施設・事業所については、給与の引上げに条例の改正等が必要であることを考慮し、令和4年2月分からの賃金改善について、実際に引上げを行う条例改正案等の議案を年度内に議会に提出している場合には、同月分から賃金改善を行っているものとみなして交付対象とする。

なお、この場合であっても、令和4年2月分及び3月分の賃金改善を、4月以降に行うことが必要である。